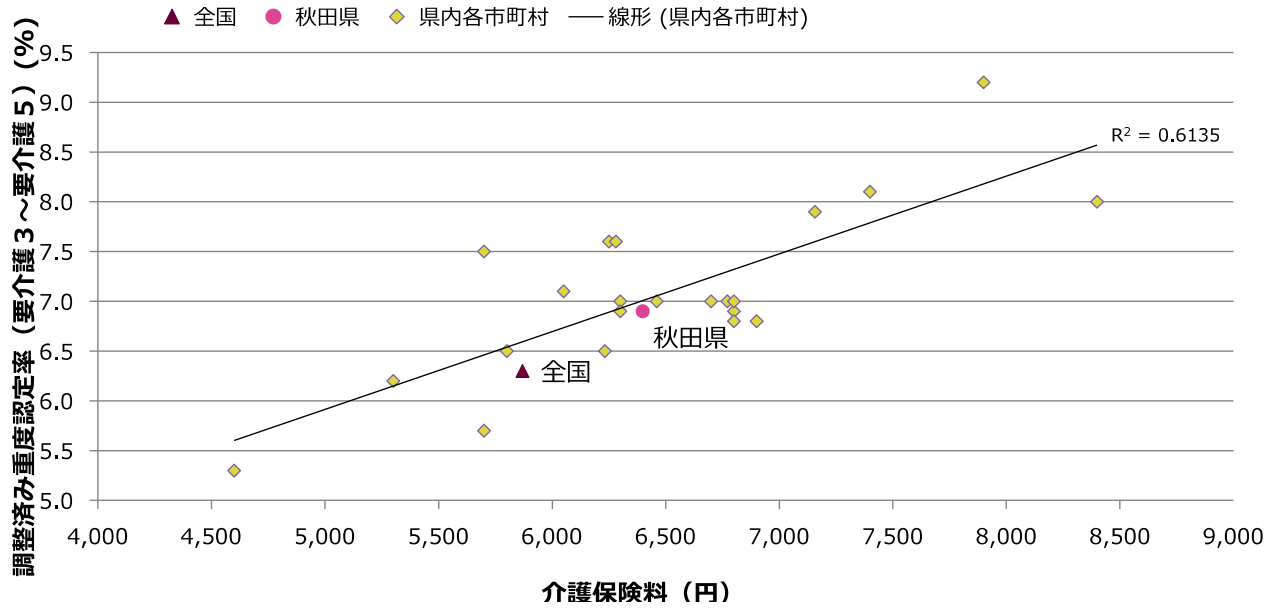


秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

部局名 健康福祉部

項 目 名	介護予防事業等の取組の推進について
提 案 要 旨	第8期介護保険事業（支援）計画（令和3年4月～令和6年3月）の策定において、基本指針の「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」について、県と市町村が協力して進めていく。
理 由 (背景等)	<p>介護サービスの需要が、今後ますます増加・多様化する中、現役世代の減少が顕著となることから、持続可能な介護保険制度を維持する上で、自立支援及び介護予防による元気な高齢者の増加は、本県にとって最も重要な課題のひとつでもあり、県と市町村が協力して次の取組を推進する。</p> <p>【介護予防の充実・推進に向けた取組】</p> <p>○ 効果的な自立支援型地域ケア会議の推進</p> <p>市町村：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療や介護などの多職種が連携し、ケアプランの検討や地域課題の抽出、政策プランの検討を行う自立支援型地域ケア会議における効果的な取組の推進 <p>県：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議への医療専門職の参画支援 <p>○ 通いの場における多様なプログラムの実施</p> <p>市町村：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者のニーズに応じ、食生活や健康づくりなど認知症予防を含む介護予防につながるプログラムの効果的な実施 ・コロナ禍でも高齢者の活動低下を防ぐため、ICTを活用した「オンライン通いの場」など新たな生活様式に対応する取組 <p>県：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場での健康づくり活動実施のため、市町村担当者のスキルアップ研修開催や通いの場への専門職等の参加調整 ・県と包括連携協定を締結している民間企業の協力による、新たな活動の導入支援 ・大学と連携したWeb併用の認知症予防に資する活動の普及 <p>○ 地域包括ケア「見える化」システムのデータ活用</p> <p>市町村：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同システムのデータを活用した多面的な地域分析と、住民を含めた関係者との間での課題の共有 <p>県：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同システムによるデータ分析に関する市町村担当者向けの研修会の開催と、さらに一歩踏み込んで個別の市町村に対して行うデータ分析を活用したコンサルテーションによる支援

調整済み重度認定率と介護保険料の分布（令和元年(2019年)）



※調整済みとは

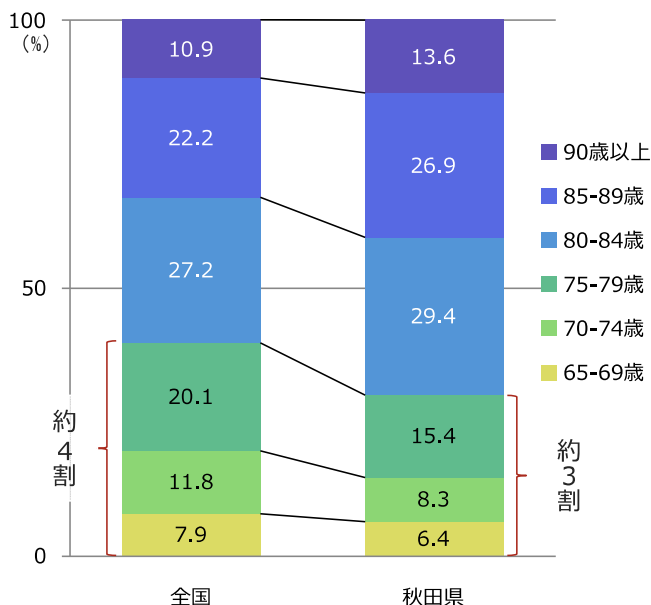
高齢者の年齢別人口構成などを、ある地域または全国平均と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなったものです。

後期高齢者の認定率は前期高齢者の認定率よりも高くなることから、後期高齢者の割合が高い地域の認定率は、調整することで下がります。

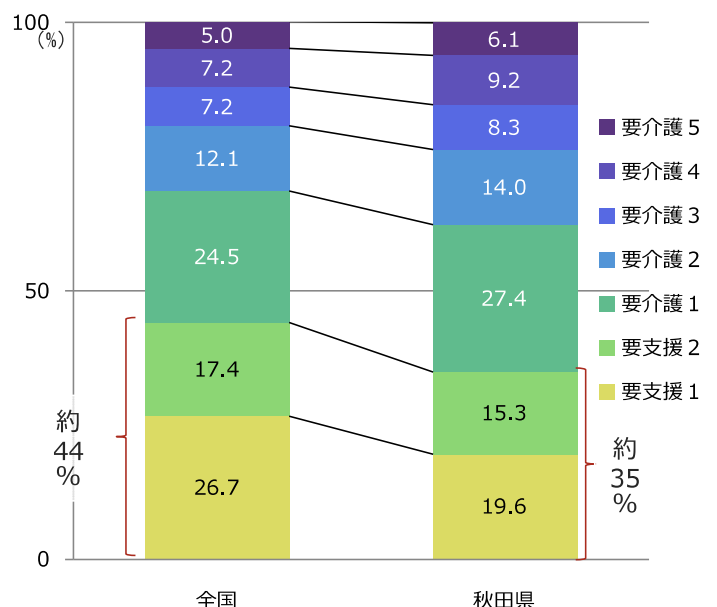
新規要支援・要介護認定者の年齢及び要介護度の分布

本県の場合、新規で要介護認定を受ける年齢が全国と比較して高く、また、要介護度も重い傾向にある。

新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布



新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布



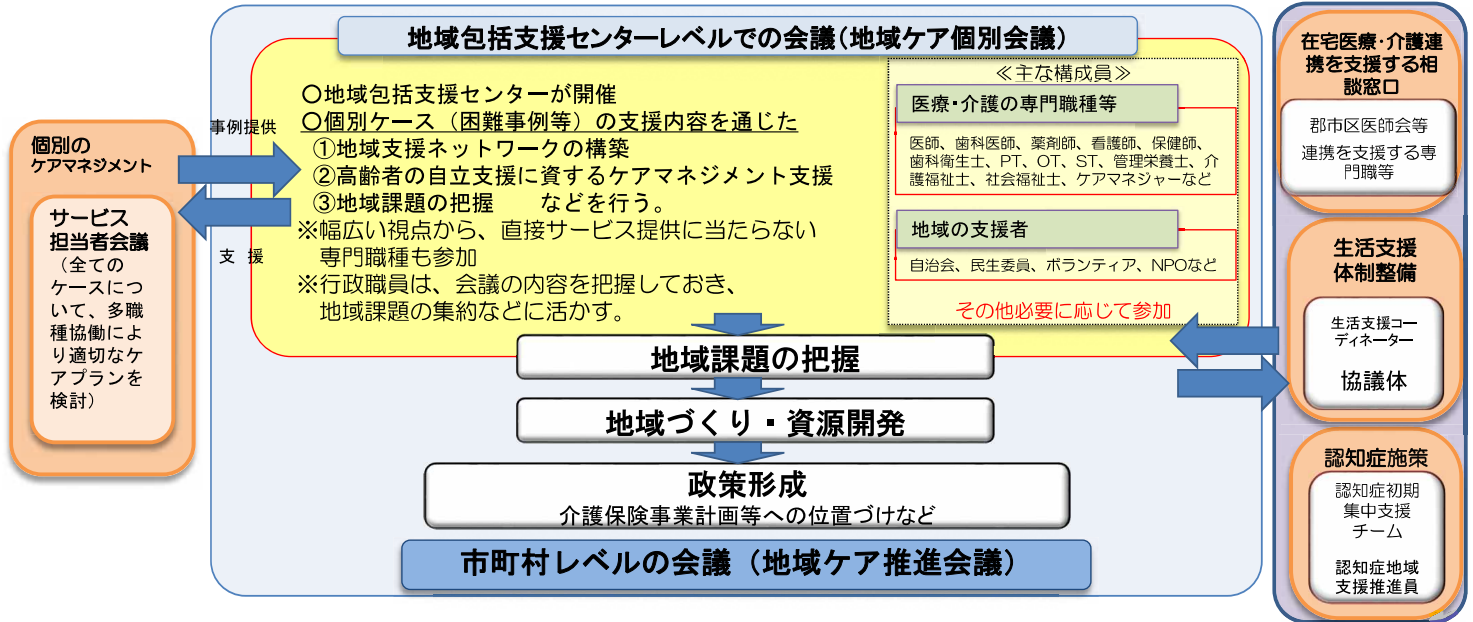
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



通いの場における多様なプログラムの実施

